

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- 企業間の連携（オープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り組みます）
- グリーン化の取組（照明設備をLEDに更新。加工設備の省電力化を進めると共に太陽光発電等による自家発電、自家消費への切替を進めます。）
- 健康経営に関する取組（全従業員の健康診断100%受診を始め、残業の事前申告や年次有給休暇の取得を促進する取り組みを進めます。）
- BCP/事業継続（事業継続力強化計画に基づき、想定しうる不測の事態に備え、仕入先、同業他社との連携を図り、相互の事業早期回復に努めます。）

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめサプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

2026年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 町田製作所

企 業 名

代表取締役 町田 敏康

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。